

議案第 号

公の施設（宝塚市立子ども館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年（2024年）9月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

- | | | |
|---|------------|--|
| 1 | 公の施設の名称 | 宝塚市立子ども館 |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 宝塚市山手台東1丁目4番1号
第6ブロック子ども館協議会
理事長 河 野 明 美 |
| 3 | 指定の期間 | 令和7年（2025年）4月1日から
令和12年（2030年）3月31日まで |

議案第 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法(抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2第1項～第5項 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

令和6年(2024年)7月8日

宝塚市長 山崎 晴恵 様

宝塚市立子ども館指定管理者選定委員会

委員長 中村 かおり

宝塚市立子ども館の指定管理者の候補の選定について(答申)

令和6年(2024年)5月8日付宝塚市諮問第2号で諮問のありました標記のことについて、指定管理者の候補者を選定しましたので、下記のとおり答申します。

記

1 選定内容

(1) 選定の目的

宝塚市立子ども館(以下「子ども館」という。)を管理する指定管理者の指定期間が令和7年3月31日をもって満了するため、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間に於ける当該施設の指定管理者として適当な候補者を応募者のうちから選定します。

(2) 選定する施設

宝塚市立子ども館

(3) 応募対象者の選定方法

子ども館は、宝塚市立子ども館条例第17条第1項で、「公募によることなく、子ども館の管理を行わせるに最適な法人その他の団体であると認めるものを候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする」とされていることから、第1回指定管理者選定委員会において応募者を指名し申請を募ることとしました。

応募者については、以下の理由から第6ブロック子ども館協議会を指名しました。

- ア 第6ブロック子ども館協議会是一个のまちづくり協議会の枠を超えて、3つのまちづくり協議会が、「地域の子育て支援事業に地域が主体的に取り組む」



という共通の目的のために設立した団体である。

宝塚市立子ども館はコミュニティ施設等との複合施設であり、3施設を一体的に管理運営させることが現実的かつ合理的と考えられる。

イ 第6ブロック子ども館協議会は開設初年度（平成22年度）より指定管理者として宝塚市立子ども館の運営をしてきた。現指定期間中の初年度である令和2年度の利用者は、6,482人、一日平均27.01人であり、令和5年度は対象児童数の減少傾向や新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも年間14,740人、一日平均50.83人と、多少の増減はあるものの利用者推移は安定している。このことから、第6ブロック子ども館協議会の管理運営によって、地域の子どもや子育て支援のための施設として、地域に定着してきていると考えられる。

ウ 開設から14年間、幼稚園やまちづくり協議会等との共催イベントや外部専門家による講座・相談事業など、外部資源の活用による事業の充実、親子の見学を行うなど、他の地域児童館と遜色なく児童健全育成事業・子育て支援事業を展開してきた。

これらの事業は地域との連携が不可欠であり、また地域住民による運営のノウハウも蓄積されていることから、引き続き同一団体によって事業の継続及びより一層の改善を図ることが、地域の子育て支援のためになると考えられる。

（4）応募の状況

以下の団体から申請がありました。

住 所 宝塚市山手台東1丁目4番1号

名 称 第6ブロック子ども館協議会

理事長 河野 明美

2 審議内容

（1）選定委員会委員

委員長 中村 かおり（大学准教授）

委 員 小塩 英樹（税理士）

委 員 龍見 正範（民生委員・児童委員（宝塚市第7地区））

委 員 角屋 麻希（子ども館施設利用者）

委 員 廣瀬 由理（市民公募委員）

(2) 選定経緯

ア 第1回選定委員会 令和6年5月8日

(募集要項・業務の概要、選定基準の決定)

イ 指定管理者募集 令和6年6月3日～令和6年6月21日

ウ 第2回選定委員会 令和6年7月3日

(書類審査及びプレゼンテーション審査の実施、候補者決定)

(3) 評価方法

評価項目(6項目)と配点(110点満点)を設定し、応募者から提出された申請書及びプレゼンテーションの内容を審査し、各項目を5段階で評価することとしました。

選定に際しては、委員5名の評価点を合計して550点満点とし、330点(60.0%)を最低必要点と定めて審議することとしました。

3 選定結果

(1) 選定結果

各委員の評価点に基づいて、委員会で意見交換を行った結果、申請者を指定管理者の候補者として選定することが適当であると出席委員全員一致で決定しました。

採点結果は、550点満点中379点(68.9%)となりました。

(2) 選定理由

別紙のとおり、最低必要点である330点を上回っており、指定管理者の候補者として選定することが適当であると判断しました。

4 付帯意見

当該団体を指定管理者の候補者として選定するにあたり、本選定委員会としては特に以下の点について十分な理解と配慮を求め、申請内容を誠実かつ確実に履行するよう努められることを望みます。

- (1) これまでも指定管理料の中で上手く調整を図りながら管理運営が行われているが、今後5年間の指定期間に於いても社会の状況の変化を踏まえ、安定した管理運営が行えるよう適正な予算執行に努めてください。

宝塚市立子ども館児童館指定管理者選定委員会 評価採点表

【第2回選定委員会開催日：令和6年(2024年)7月3日】

評価項目	採点項目	配点		評価	標準 点数
公平性	設置目的が達成されるものであること	10	50	40	30
	利用対象者の平等な利用を確保できるものであること	10	50	34	30
効果性	サービス向上を実現する具体的な提案(計画)はあるか	10	50	34	30
	利用者からの要望(苦情)の把握とその解決策(実現方策)を持っているか	10	50	32	30
効率性	経費縮減のための具体的な方策があるか	10	50	30	30
	適正な収支計画がなされているか	10	50	28	30
管理運営能力	施設の運営に必要な専門知識を持っているか	5	25	16	15
	事業内容に適した人員及び備品・設備等の配置計画となっているか	5	25	18	15
	候補者の経営状況(財務基盤)が安定しているか	5	25	17	15
	個人情報の保護・管理に関する対策が十分か	5	25	19	15
	当該施設又は類似施設の適正な管理運営実績があるか	5	25	18	15
維持管理能力	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか	10	50	36	30
	施設の維持管理の範囲が適正でその体制が明確にされ、安全・安心な施設管理ができるか	5	25	19	15
特殊性	複合施設の効用を最大限発揮できる提案がされているか	10	50	38	30
計		110	550	379	330
得点率				68.9%	
選定委員平均得点				76	
最低必要点数				330	

項目		配点	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	総合	標準 点数
公平性	設置目的が達成されるものであること	10	8	8	6	10	8	40	30
	利用対象者の平等な利用を確保できるものであること	10	8	8	6	6	6	34	30
効果性	サービス向上を実現する具体的な提案(計画)はあるか	10	6	8	6	10	4	34	30
	利用者からの要望(苦情)の把握とその解決策(実現方策)を持っているか	10	6	8	4	8	6	32	30
効率性	経費縮減のための具体的な方策があるか	10	6	6	6	6	6	30	30
	適正な収支計画がなされているか	10	4	8	4	6	6	28	30
管理運営能力	施設の運営に必要な専門知識を持っているか	5	3	4	3	3	3	16	15
	事業内容に適した人員及び備品・設備等の配置計画となっているか	5	4	4	3	4	3	18	15
	候補者の経営状況(財務基盤)が安定しているか	5	3	4	3	4	3	17	15
	個人情報の保護・管理に関する対策が十分か	5	4	4	3	5	3	19	15
	当該施設又は類似施設の適正な管理運営実績があるか	5	4	4	3	4	3	18	15
維持管理能力	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか	10	8	10	6	6	6	36	30
	施設の維持管理の範囲が適正でその体制が明確にされ、安全・安心な施設管理ができるか	5	4	4	4	4	3	19	15
特殊性	複合施設の効用を最大限発揮できる提案がされているか	10	6	8	6	10	8	38	30
計		110	74	88	63	86	68	379	330
最低必要点数								330	
所見	A委員	・地域住民全体で運営を支え合おうとする姿勢は評価できる ・地域運営のため職員が長期勤務している点のメリットとデメリットを把握したうえで運営に活かしてほしい							
	B委員	-							
	C委員	-							
	D委員	-							
	E委員	-							

(様式第4号)

団 体 概 要 書

団 体 名	第6ブロック子ども館協議会		
代 表 者 名	河野 明美	設立年月日	平成21年10月1日
所 在 地	宝塚市山手台東1丁目4番1号		
基 本 財 産	¥6,982,482	職 員 数	19人
電 話 番 号	0797-89-3322	F A X 番 号	0797-89-3322
電子メール	kodomokan-yamamotoyamate@zk9.so-net.ne.jp		
担当部署名	子ども館館長	担 当 者 名	澤田喜代美
同様又は類似施設の管理運営状況			
事業・施設名	実施場所・所在地	事業開始年月日	主な業務内容
無し			

（設置）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条に規定する児童（以下「児童」という。）に健全な遊びを与えて、児童の健康を増進し、又は情操をゆたかにするため、宝塚市立子ども館（以下「子ども館」という。）を設置する。

（指定管理者の指定）

第17条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募によることなく、子ども館の管理を行わせるに最適な法人その他の団体であると認めるものを候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に子ども館の管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類（次項において「事業計画書等」という。）を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による候補者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査するものとする。

（1） 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。

（2） 事業計画書等の内容が子ども館の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

（3） 子ども館の管理を安定して行う能力を有していること。